

堺市役所本庁舎屋内広告掲載仕様書（広告付き行政情報デジタルサイネージ）

1. 募集内容

(1) 業務名称 堺市役所本庁舎屋内広告掲載業務

(2) 設置場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所内別紙図面のとおり

(3) 業務内容

①行政情報放映ディスプレイ・・・市の行政情報等を放映できるシステムを構築し、以下の機能を有したディスプレイを作成・設置すること。

・音声付動画再生機能

・USB接続によりコンテンツを自由に更新できる機能

・コンテンツを曜日や時間帯などでスケジュール再生できる機能

②タッチパネル式広告掲載ディスプレイ・・・堺市内を中心とし、堺市にも商圈等を有する周辺市の民間企業を募集し、広告を掲載する。

利用者はタッチパネル方式にて広告等が閲覧できるようにする。

また、公告枠に加えて市の防災情報を掲載できるものとし、災害発生時には緊急地震速報や津波情報など災害情報をリアルタイムに掲載できるものとする。

その他システムの内容については市と協議するもの。

(4) 使用許可期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。使用にあたっては、行政財産目的外使用許可申請書の提出により使用許可を受けること。令和9年4月1日以降継続して使用する場合は、年度毎に同様の申請を行うことにより、本市が使用許可の延長を行って支障がないと判断した場合は、最長令和13年3月31日までの間、使用許可を受けることができる。また、事業者の都合及び使用期間満了により撤去しようとするときは、その4か月前までに文書により本市に申し出るとともに、その指示に従うこと。

(5) 目的外使用料

堺市行政財産の目的外使用に関する条例第3条の規定に基づき算出する。

(6) 広告付き行政情報デジタルサイネージ

① 図面番号1・2について、42インチ以上のモニターディスプレイ2台を筐体に格納し設置する。モニターは本体内に収まり、行政情報放映機能を設け、広告を掲載すること。（モニターディスプレイの組み合わせについては、提案可）

② その他、モニター仕様及び、行政情報の詳細については、市と協議の上で決定する。（外国語案内、業務内容等）

③ 色覚障害者に配慮した配色でデザインすること。

④ モニターの電源は、タイマーにより主電源からのON・OFFできるものとし、日付、曜日、時間単位でスケジュール管理できるものとする。

⑤ 定期的なメンテナンス体制が整えられ、システムのメンテナンスを月に一度はおこなうこと。また、緊急連絡表をあらかじめ本市に提出し、各種緊急時の対応を速やかに行うこと。

⑥ ユニバーサルデザインに配慮すること。

- ⑦ リアルタイム情報については、インターネット通信により常に最新の情報を閲覧できるものとする。

(7) 広告枠

- ① 堺市内を中心とし、堺市にも商圈等を有する周辺市の民間企業の広告主を募集し、広告を表示すること。(写真・名称・電話番号等)
- ② 広告主及び広告内容について公共性、美観及び利用者への影響に配慮しなければならない。
- ③ 広告の内容が堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準並びに関連法令に違反しているとき、及び市役所庁舎等で放映する広告としてふさわしくないと本市が判断したときは、随時、広告の内容の修正もしくは削除を指示するので、無償かつ速やかに従うこと。この場合において、広告主に対して損害の補償等を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決すること。
- ④ 広告モニターの故障等、広告の放映が不能となった場合において、広告代理店等に対して損害の補償等を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決すること。
- ⑤ 広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に当該原案及び広告主の誓約書(様式7)を本市に提出し、承認を得ること。また、差替えを行う場合も同様とする。

(8) その他

- ① 制作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用を設置者が負担することとし、本市に請求できないものとする。
- ② 破損・汚損や公共施設等の表示の新規作成・変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- ③ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、堺市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ④ 使用許可期間は令和8年6月1日からであるが、機器設置期間や広告主の募集期間を考慮し、放映開始日は7月末までの間で本市と協議して決定するものとする。

2. 必要経費

- (1) 広告付き行政情報デジタルサイネージの設置及び撤去に要する工事費、光熱費、インターネット通信に係る一切の費用は設置業者の負担とする。
- (2) 広告掲載料(年額、消費税相当額を加算した額。)及び、行政財産の目的外使用料については、使用を開始する日までに本市が発行する納入通知書により事前に支払うこと。
- (3) 電気利用金については、別途消費電力等に応じ算出した額とし、本市が発行する納入通知書により、期限までに全額納入すること。

3. 広告付き行政情報デジタルサイネージの設置条件

- (1) 転貸、譲渡の禁止

設置場所の全部又は一部を転貸し、又は賃借権を譲渡することはできない。

(2) 管理運営

次のことを厳守すること。

広告付き行政情報デジタルサイネージの設置は、事前に連絡のうえ、地震等により転倒及び落下しないように安全に据え付けること。

(3) 原状回復

設置業者は、使用期間が満了したとき、又は契約を解除されたときは、速やかに当該施設をできるだけ原状に回復して返還すること。

(4) 損害賠償

ア 設置業者は、その責に帰する理由により、施設の全部又は一部を滅失又はき損したときは当該滅失又はき損による当該施設の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。但し、当該施設を現状に復した場合は、この限りではない。

イ 設置業者は、許可条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(5) 費用の支出及び請求権の放棄

設置業者は、当該施設に投じた費用は理由のいかんを問わずすべて設置業者の負担とし、これを市に請求することはできない。

4. 使用許可の取消し

使用期間中に、本市において公用若しくは公共用に供するため必要性が生じたとき、又は当該許可（公募要領4 資格要件）の条件に違反する行為が認められるときは、ただちに使用許可を取消すものとする。

5. その他

- (1) この仕様書に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は堺市ホームページ 広告掲載要綱等に定めるところによるものとする。
- (2) 市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (4) 設置事業者は、設置期間が終了する前に自己都合により端末を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の4か月前までに堺市に書面により通知すること。
- (5) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。